

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○準学校法人の寄附行為の認可 (私学・大学支援課)	2
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	2
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命令 (〃)	3
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	3
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (環境対策課)	3
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	4
○道路の区域変更(4件) (道路課)	4
○道路の供用開始 (〃)	4
○告示(県営住宅の家賃の収納事務の委託)の廃止 (住宅課)	4
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参与課)	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	4
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	5
○土地改良事業の計画変更の適否決定 (須崎市角谷土地改良区) (〃)	5
○土地改良区の清算人の就職 (〃)	5
○林業種苗法による生産事業者の登録 (林業改革課)	5
高知県選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・4掲示)	5
○高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	5

◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

〈〃〉 5

監査公表

○定期監査の執行結果(東京事務所ほか) 6

高知県人事委員会規則

○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 8

高知県人事委員会告示

○給料表別級別職務区分表の一部改正(2件) 8

高知県収用委員会公告

○収用の裁決手続の開始の決定 9

○収用及び使用の裁決手続の開始の決定 10

入札公告

○一般競争入札(平成22年度高知県総合防災情報システム運用保守業務委託)
の公告 (危機管理課) 10

落札公告

○落札者等の公告 (教育委員会事務局高等学校課) 11

○〃 (公営企業局県立病院課) 11

規則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

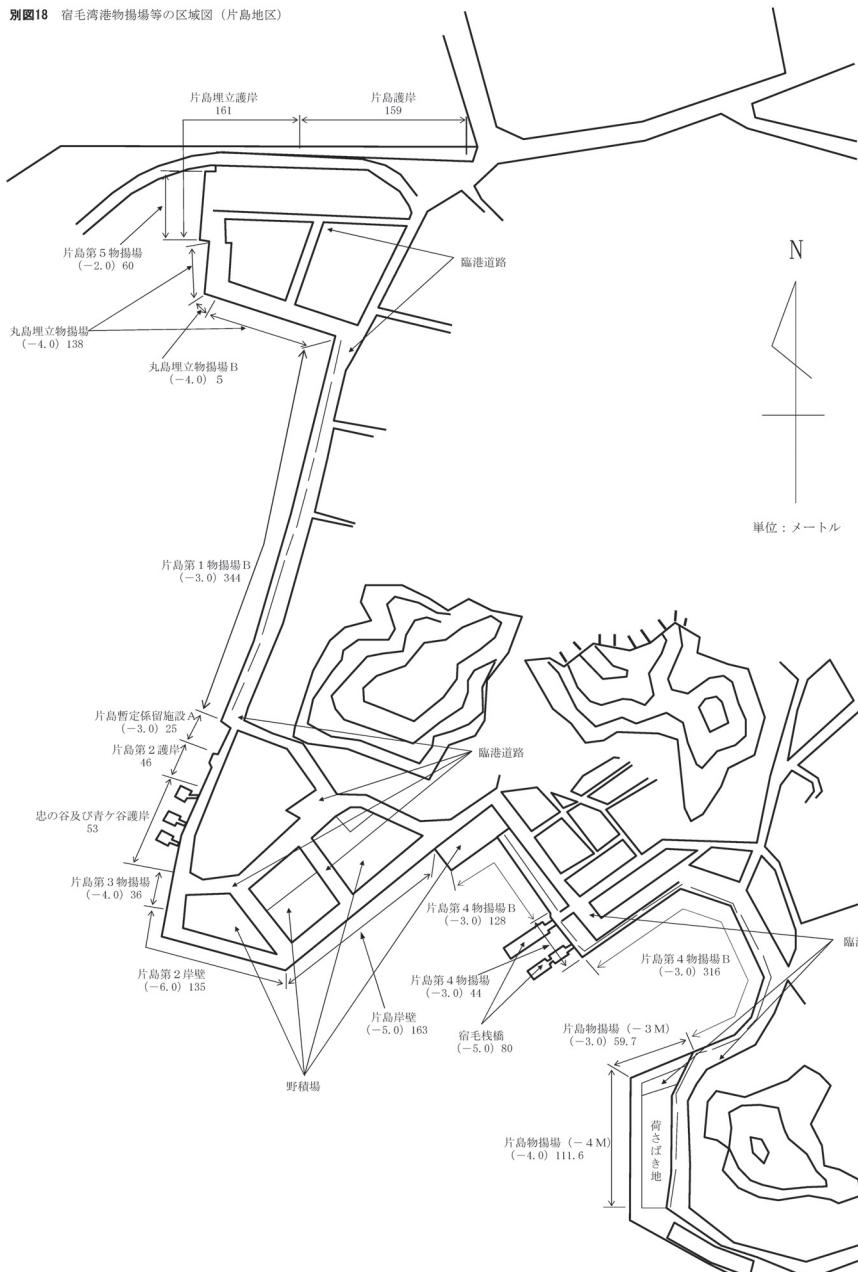
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第6号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。
別表第2の別図18を次のように改める。

別図18 宿毛湾港物揚場等の区域図（片島地区）



附 則

告 示

高知県告示第140号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第31条第1項の規定により、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人の寄附行為を次のとおり認可した。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	認可年月日
学校法人大佐明青学園	高知市上町一丁目3番6号	平成22年3月19日

高知県告示第141号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
 - 2 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 摾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛	平成22年4月1日から平成23年3月31までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）別表第1に規定する検査の方法

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号に掲げる埋立地

高知県告示第145号

香美市長から平成21年10月高知県告示第652号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量を平成22年2月26日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 中平橋原

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡橋原町佐渡 202番から 高岡郡橋原町佐渡 201番まで	前	6.7 (14.5	92
	後	9.5 (32.6	92

高知県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 安芸物部

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

安芸市柄ノ木字北岡 103番から 安芸市柄ノ木字北岡 1280番1地先まで	前	3.6 (9.0	131
安芸市柄ノ木字北岡 107番1から 安芸市柄ノ木字北岡 1280番1まで	後	18.4 (37.0	131

高知県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 奈比賀川北

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
安芸市奈比賀字南上 平20番6から 安芸市奈比賀字南上 平20番5まで	前	4.8 (29.5	116
	後	9.2 (34.0	116

高知県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 日ノ御子土佐山田

3 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長

区間	後の別	(メートル)	(メートル)
香美市土佐山田町佐竹字中野22番1から 香美市土佐山田町佐竹字イマノ石17番1まで	前	4.2 (12.4	280
	後	7.1 (27.1	280

高知県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 中平橋原

3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高岡郡橋原町佐渡202番から 高岡郡橋原町佐渡201番まで	92	平成22年3月19日

高知県告示第151号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知市瀬戸東町三丁目22 矢野伸昌にした県営住宅の家賃の収納事務の委託を平成22年3月31日をもって廃止するので、平成14年1月高知県告示第18号(県営住宅の家賃の収納事務の委託)は、平成22年3月31日限り廃止する。

平成22年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年3月9日から2月間高知県文化生

活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。 平成22年3月9日(掲示済) 高知県知事 尾崎 正直				
申請のあ った年月 日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目 的	
平成22年 3月9日	特定非 営利活 動法人 こうち 企業支 援セン ター	中越 伸 一	高知市 鷹匠町 一丁目 3番22	この法人は、まちづくりの推進・経済活動の活性化を考える個人事業者や零細事業者、起業家等、個人及団体に対して、地域振興、まちづくりの推進を図る活動の助成及経済活動活性化支援や業務代行、業務補助に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
 ~~~~~ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐市岩戸出間土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。 平成22年3月19日 高知県知事 尾崎 正直				
役名 (退任)	氏 名	住 所		
理事	岡崎 正憲	土佐市出間1265		
"	岡本 計生	" 岩戸1139		
"	松本 高明	" 出間1855		
"	岡崎 誠	" 2124		
"	明神 量弘	" 2072		
"	宮本 覚	" 岩戸1168		
"	宮本 勅男	" 1166		
"	塩見 健	" 浅井1416		
"	廣瀬 容正	" 224		

横飛 信夫	北地 926	~~~~~ 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の生産事業者の登録を平成22年3月8日に次のとおり行った。 平成22年3月19日 高知県知事 尾崎 正直		
 ~~~~~				
登録 番号	生産事業者 の氏名又は 名称	生産事業者 の住所	生産事業の内 容	事業所の名 称及び所在 地
1555	山崎 純平	香美市土佐 山田町254 -18 ヴェ ルディハイ ツA101	幼苗の育成及 び幼苗以外の 苗木の育成	山崎 純平 香美市土佐 山田町254 -18
 ----- 選挙管理委員会告示 -----				
 高知県選挙管理委員会告示第12号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,859人である。 平成22年3月4日(掲示済) 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫				
 高知県選挙管理委員会告示第13号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、173,820人である。 平成22年3月4日(掲示済) 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫				
 高知県選挙管理委員会告示第14号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。 平成22年3月4日(掲示済) 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫				

高知市選挙区	88,305人
室戸市、東洋町選挙区	5,846人
安芸市、芸西村選挙区	6,785人
南国市選挙区	13,419人
土佐市選挙区	8,208人
須崎市選挙区	6,949人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,651人
土佐清水市選挙区	4,754人
四十万市選挙区	9,899人
香南市選挙区	9,154人
香美市選挙区	8,115人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,579人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,164人
吾川郡選挙区	14,079人
高岡郡選挙区	18,656人
黒潮町選挙区	3,750人

監査公表

監査公表第4号 平成22年3月19日

高知県監査委員 山本 広明
同 西森 雅和
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、定期監査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見
平成21年度出先機関後期分70機関に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

財務会計全般では、前年度の指摘事項は、おおむね是正されており、その努力は認められるものの、一部では、依然として引き続き同様の不適正な事例が見られるなど、特別指摘事項1件、厳重注意事項17件及び注意事項118件の不適正な執行があった。

その内容は、(1)から(3)までのとおりであるが、厳格であるべき物品や会計関係書類の管理が杜撰であったもの、収入及び契約に関する事務処理が不適正であったものなどが認められた。これは、担当職員の財務会計に関する基本の認識不足とともに、管理職員等によるチェックの不十分さなどに起因しているもので、極めて遺憾である。

今後は、職員一人一人が財務会計に関する事務処理能力を一層高めることはもちろんのこと、組織としてチェック機能をより働かせることなどにより、適正な執行が確保されるよう強く求めることである。

また、会計事務の執行において、検討事項として10件を指摘したところである。検討を求めた内容は、支出に当たってその根拠となるものを明確にすること、履行内容に応じた契約となるよう契約書を見直すこと、効率的な事務執行に向け契約や支払の方法を見直すことが必要と認められるものなどであり、速やかな対応を求める。

(1) 収入及び支出に係る事務について
道路占用料などの収入調定が著しく遅れていたものや額の算定に誤りがあったもの、経費支出伺に決裁がないまま事務を執行していたもの、履行の確認が不十分なまま二重に支出していたもの、経費支出伺で定めた限度を超えて支出していたものなどが見られた。

今後は、こうした不適切な事務処理が繰り返されることのないよう再発防止を強く求める。

(2) 契約に係る事務について
契約手続を全く行わず事務を執行していたもの、支出負担行為決議書で決裁された契約内容を契約書に明記していなかったり、誤って記載するなどして契約書に不備のあったもの、積算基礎を上回る入札書比較価格を決定し、予定価格を超える金額で契約していたものなどが見られた。

今後は、契約締結に先立ち、契約手続や契約内容の確認を十分に行うなどにより、適正な事務処理がなされるよう強く求める。

(3) 物品及び文書の管理について
県の債権及び債務に関する重要な書類である支出負担行為決議書などの会計書類を紛失していたもの、金銭と同様に厳格な取扱いが必要であるプリペイドカードを紛失したり、使用の確認を著しく怠っていたものなどが見られた。

今後は、こうしたことが二度と起こらないよう厳正な管理を強く求める。

2 特別指摘及び厳重注意とする機関及び事項 (監査日：平成21年11月12日)

(1) 特別指摘とする事項
ア 事実認定
平成20年度に貸与された公務用プリペイドカードを、私用プリペイドカードと取り違えたまま、長期間にわたり公務外にも使用していたことが年度終了時に判明した。職員はおおむね1週間ごとに使用実績簿等に記入し、所属長等はおおむね1か月ごとに確認しなければならないにもかかわらず、長期間にわたっていずれの行為も怠っていたため年度終了時まで気づかず、30,100円を返還していた。

イ 特別指摘事項
上のことは、長期間にわたるプリペイドカードの職員による杜撰な管理と所属長等による確認の不徹底によるもの

のであり、鉄道運賃等のプリペイドカードの取扱いについて（平成18年6月9日付け行政管理課長通知）に反する極めて不適正な取扱いである。

今後は、二度とこのようなことを起こすことのないよう厳格な管理を強く求める。

(2) 厳重注意とする事項
ア 事実認定
平成21年度ハイヤー供給契約について、見積書及び契約書では消費税込みの単価であるが、毎月の支払の際に税込み単価に更に消費税が加算された請求書が相手方から提出され、その請求額どおりで支払を行っていた。

イ 厳重注意事項
上のことは、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第48条第1項に定めた取扱いを逸脱する事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 厳重注意とする機関及び事項 (監査日：平成21年10月29日)

中央西県税事務所 (監査日：平成21年10月29日)

(1) 事実認定
平成21年3月11日時点において、200円切手を181枚保有していたにもかかわらず、特段の理由がないまま同月13日に新たに100枚購入している。その後の使用はなく、平成20年度の年間使用実績は、99枚である。

また、それまで保有していないかった100円切手についても平成21年3月13日に200枚購入しているが、年間使用実績は、零である。

(2) 厳重注意事項
上のことは、不要不急と認められる切手の購入であり、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の規定に違反する極めて不適正な支出である。

今後は、このようなことがないよう適正な予算執行を強く求める。

大阪事務所 (監査日：平成21年11月11日)

(1) 事実認定
平成20年度に貸与された公務用プリペイドカードを出張先へ赴く途上で紛失していた。

(2) 厳重注意事項
公務用プリペイドカードについては、金銭と同様にその取扱いを厳にすべきものであるが、上のことは、これに反する不適切な行為である。

今後は、このようなことがないよう適正な管理を強く求める。

農業大学校 (監査日：平成21年10月29日)

<p>(1) 事実認定 平成21年度の燃料（A重油、ガソリン無鉛、ガソリン混合、白灯油及び軽油）の複数単価契約において、ガソリン混合の単価が予定価格を超えていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項 法第234条第3項では、指名競争入札に付する場合において、予定価格の範囲内で契約しなければならないと定められている。このため、当該複数単価契約においても、すべての単価が予定価格を下回らなければならないが、上のことは、これに反する不適正な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>安芸土木事務所 (監査日：平成21年12月17日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度のリバーボランティア団体及び海岸愛護団体の活動に配付する混合ガソリン58リットルを、既に年間単価契約をしていたにもかかわらず、その単価を1リットル当たり18円余上回った単価で支出負担行為決議書を作成し、購入していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項 上のことは、高知県会計規則の施行について（平成4年3月10日付け3出第252号出納長、総務部長依命通達）第3の1の(1)に反する不適正な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>中央東土木事務所 (監査日：平成21年12月17日)</p> <p>(1) 事実認定 ア 平成20年度道路占用料（継続分）のうち2件の収入調定を平成21年2月23日（648,680円）及び同月26日（655,910円）に行っていた。</p> <p>イ 平成20年度赤岡漁港係留指定施設管理等委託契約について、仕様書では、毎月の巡回調査を「指定施設：月13日以上」及び「放置等禁止区域内：月4日以上」と定め、それぞれ翌月の10日までに巡回調査報告書で報告させることになっている。このうち「放置等禁止区域内」の巡回調査報告書が1年間受託者から提出されていないにもかかわらず、当初契約金額132,000円をそのまま支払っていた。 平成21年度の同委託契約について、「放置等禁止区域内」の巡回調査報告書は、一切提出されていない。また、「指定施設」の巡回調査報告書は、提出日が守られていないものや規定日数に達していないものが見られた。</p> <p>ウ 平成20年度県立鏡野公園清掃管理委託業務の支出負担行為決議書を紛失していた。</p> <p>エ 平成20年度県道宮ノ口深渕線交通安全施設等整備工事（交安（総合）第1-6号）は、低入札価格調査制度の適</p>	<p>用工事であり、調査基準価格を定めた予定価格調査書を作成すべきところ、最低制限価格を設定し、そのまま入札を行っていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項 ア (1)のアは、占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）第3条の規定に基づき、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収すべきものであるが、上のことは、これに反し、甚だしく遅延した事務処理である。</p> <p>イ (1)のイは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第52条の規定による検査職員の職務を怠っており、契約書に基づく適正な履行の確認がなされていないものである。</p> <p>ウ (1)のウは、高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）第3条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>エ (1)のエは、低入札価格調査制度適用工事の予定価格調査書に、誤って最低制限価格を設けたため、予定価格調査書に重大な瑕疵が生じたものである。その上、入札に際して、建設工事競争入札事務の手引（平成19年12月7日付け19高建管第810号土木部長通知）に基づく予定価格調査書の確認を十分に行わず入札を行ったことは、不適正な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>中央西土木事務所 (監査日：平成21年11月17日)</p> <p>(1) 事実認定 ア 平成20年度道路占用料（継続分）のうち2件の収入調定を平成20年11月17日（2,142,910円）及び平成21年2月2日（76,270円）に行っていた。</p> <p>イ 平成21年3月24日に支出命令の確認入力を行った関係書類一式（支出命令確認書1件及び歳出証拠書類5件）を紛失していた。</p> <p>ウ 平成20年度森間古急傾斜地崩壊対策工事（急傾第11-1-13号）ほか5件の急傾斜地崩壊対策工事のもとれ式擁壁工の工事費積算において、土木工事標準積算基準書で示されている足場工法の選定を誤ったため、合計6件の工事費1,413,000円が過大となっていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項 ア (1)のアは、占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、高知県道路占用料徴収条例第3条の規定に基づき、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収すべきものであるが、上のことは、これに反し、甚だしく遅延した事務処理である。</p>	<p>イ (1)のイは、高知県公文書規程第3条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>ウ (1)のウは、土木工事標準積算基準書（平成20年7月1日付け建設管理課長通知）の足場工の工法の選定の適用基準に示されている構造物面勾配により、単管傾斜足場とすべきところを手すり先行型枠組足場と誤ったこと及び積算内容に対する審査が十分でなかったことの不適正な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>高知女子大学 (監査日：平成21年11月10日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度の池校舎体育館の使用料徴収において、使用料減額の対象でない2団体に対して、使用料の半額を合計11,412円減額していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項 体育館の使用料については、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第10条の規定に基づき、大学において、「公共的団体が、高知県体育協会に加盟している団体であり学生（幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準じる者）がスポーツ活動を目的として使用するとき」に半額を減額することと定めている。 しかしながら、上のことは、使用する団体が高知県体育協会に加盟していることの確認を怠り、誤って同協会に加盟していない団体に対して減額を行ったものである。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>安芸高等学校 (監査日：平成22年1月8日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年5月及び6月分のコピー代について、請求書に使用枚数の記載誤りがあるにもかかわらず、過大な使用枚数のまま支払ったため過払が生じていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項 上のことは、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、高知県会計規則第48条第1項に定めた取扱いを逸脱する不適正な事務処理でもある。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>高知東工業高等学校 (監査日：平成22年1月21日)</p> <p>(1) 事実認定 ア 物品購入等の事務処理において、経費支出伺56件、支出負担行為決議書兼支出命令書6件及び支出命令書3件に決裁権者である校長が決裁することなく、事務を施行していた。</p>
--	---	--

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第2の5級の項中

「警察本部の課長補佐」

を

「警察本部の課長補佐

子ども・女性安全対策班長」

に改める。

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成22年3月23日から施行する。

平成22年3月19日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の6級の警察の項中

「警察本部の課長」

を

「警察本部の課長

警察本部の次長(2等級に限る。)」

に改める。

別表第2の5級の項中「組織窃盗対策官」を削り、同表の6級の項中

「警察本部の課長補佐」

を

「警察本部の課長補佐

公安委員会補佐室長」

に改め、「組織犯罪対策指導官」を削り、

「少年事件指導官」

を

「少年事件指導官

刑事企画指導室長

組織窃盗対策官」

に改め、「科学捜査研究所副所長」を削り、同表の7級の項中「公安委員会補佐室長」を削り、「企画調査官」を「取調べ監督室長」に、「刑事企画指導室長」を「組織犯罪対策指導官」に、「外事情報室長」を「警備管理官」に改める。

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成22年3月19日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道33号改築工事(橋防災・吾川郡仁淀川町橋字ヲズノウ子地内から愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主地内まで)並びにこれに伴う町道付替工事及び附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

吾川郡仁淀川町橋地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
シゲヒロ	186番5	山林	山林	9,299m ²	9,301.06m ²	314.86m ²

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の住所及び氏名

不明。ただし、

吾川郡仁淀川町橋40番地5 橋地区地区長 三本 勇
又は

次の(1)から(16)までのとおり(登記名義人又はその相続人)

- (1) 登記名義人 持分16分の1 亡三本兼弥 相続人
愛媛県松山市余戸南四丁目13番31号 三本 俊男
- (2) 登記名義人 持分16分の1 亡三本アサヨ 相続人
吾川郡仁淀川町橋16番地 三本 清子
- (3) 登記名義人 持分16分の1 亡三本春子 相続人
高知市一宮南町一丁目1番6-708号 サーパスシティ
高知II-708 山崎 敬子
- (4) 吾川郡仁淀川町橋15番地 持分16分の1 三本 勇
- (5) 登記名義人 持分16分の1 亡大野秀峰 相続人
吾川郡仁淀川町橋53番地 大野 清
- (6) 登記名義人 持分16分の1 亡三本博 相続人
大阪府枚方市尊延寺六丁目26番15号 三本 久美子
- (7) 高岡郡越知町越知甲1667番地3 持分16分の1 三本 毅
- (8) 徳島県板野郡藍住町住吉字江端92番地13 持分16分の1 三本 一行
- (9) 登記名義人 持分16分の1 亡三本藤太郎 相続人
吾川郡仁淀川町大崎277番地9 三本 大地

- (10) 登記名義人 持分16分の1 亡三本又次 相続人
四万十市久保川943番地2 三本 宜隆
- (11) 登記名義人 持分16分の1 亡西森慶弥 相続人
吾川郡仁淀川町日浦185番地1 西森 靖
- (12) 登記名義人 持分16分の1 亡三本今朝次 相続人
高岡郡越知町越知甲1642番地 正岡 洋子
- (13) 登記名義人 持分16分の1 亡東倉東十郎 相続人
東京都世田谷区尾山台三丁目23番12号 鈴木 勇
- (14) 登記名義人 持分16分の1 亡大野直重 相続人
栃木県小山市間々田754番地11 大野 哲義
- (15) 登記名義人 持分16分の1 亡三本徳治 相続人
高知市上町三丁目7番26号 アーバンハイツ上町501号
持分96分の1 中嶋 猛
高知市朝倉西町二丁目10番11号
持分96分の1 船橋 忠雄
愛媛県伊予市稲荷甲1216番地3
持分96分の1 三本 エチ子
愛媛県伊予市稲荷甲1216番地3
持分192分の1 三本 徳益
愛媛県伊予市稲荷甲1216番地3
持分192分の1 三本 守
居所不明。ただし、住民票住所
大阪府大阪市淀川区東三国二丁目12番48号 羽衣莊
持分144分の1 三本 千代子
愛媛県今治市新谷甲1464番地52
持分144分の1 三本 好子
東京都国立市西一丁目14番地の13
持分144分の1 三本 正彦
- (16) 登記名義人 持分16分の1 亡三本万太 相続人不明。ただし、判明している相続人
高岡郡佐川町甲305番地6 三本 酒男
高知市一宮南町一丁目1番6-708号 サーパスシティ
高知II-708 山崎 敬子
高岡郡佐川町永野658番地 田村 孝子
高知市一宮東町一丁目23番31-2号 パークハウスB棟
102 三本 利彦
高知市万々64番地2 井上 秀子
吾川郡仁淀川町別枝2491番地8 藤原 嗣夫
高知市大津甲974番地1 藤原 喜美子
愛媛県松山市立花三丁目5番25号 亀井 喜一郎
愛媛県松山市立花三丁目9番39号 亀井 淑子
愛媛県松山市立花三丁目9番39号 亀井 裕史
愛媛県松山市北吉田町175番地の6 亀井 貴美子
愛媛県松山市北吉田町175番地の6 門田 洋子
(住民票住所) 南国市岡豊町蒲原238番地 県営住宅F

<p>棟204号 (居 所) 高知市大津乙314番地10 竹村アパートC 片山 香代子 吾川郡仁淀川町別枝2491番地 8 藤原 美智子 高知市大津乙318番地 県住 2-101 山崎 佐喜子 兵庫県神戸市兵庫区御崎本町三丁目 3番15-403号 古味 昭絵 高知市南久万24番地15 古味 勝彦 高知市長浜4561番地 2 レオパレスWAVE 105 古味 俊三 東京都板橋区氷川町23番 3-406号 山形 由紀恵 愛媛県松山市正円寺三丁目 2番34号 亀井 喜代子 吾川郡仁淀川町別枝418番地 本澤 ヒナ子 岡山県井原市西江原町175番地 中田 八代恵 愛媛県松山市小川甲 1番地 7 シーサイドヴィラ栗ノ井 C-5号 中田 悅子 高岡府越知町越知甲1518番地18 中田 和範 大阪府枚方市長尾西町一丁目 8番 6号 中田 崇 高知市曙町一丁目20番10号 中田 修三 愛媛県松山市新浜町甲1112番地 2 梅津寺団地 中田 藤子 愛媛県松山市新浜町甲1112番地 2 梅津寺団地 中田 ツヤ子 吾川郡仁淀川町森山144番地 滝本 リエコ 吾川郡仁淀川町寺村2731番地 3 藤原 フミコ 吾川郡仁淀川町橘164番地 三本 勇記 大阪府大阪市住之江区御崎五丁目15番15号 三本 功 長岡郡大豊町川口1160番地15 小笠原 サチコ 高知市福井町667番地 三本 光政 大阪府大阪市浪速区大国三丁目 1番14号 三光園ビル 312号 三本 徳務 大阪府和泉市富秋町二丁目26番14号 本澤 千代喜 高知市北端町105番地10 堀ノ内 美智子 京都府京都市西京区嵐山薬師下町16番地 6 シルクコー ト嵐山203 橋本 久男 高知市旭天神町170番地13 中野 敏幸 高知市旭天神町218番地 2 中野 義晴 高知市旭天神町218番地 2 中野 美惠子 高知市福井町1803番地 6 山下 美智子 高知市神田1446番地 5 中野 美千子 高知市神田1446番地 5 中野 一宏 5 土地に関する権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類 なし </p>	<p>6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成22年 2月17日</p> <hr/> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。</p> <p>平成22年 3月19日</p> <p style="text-align: right;">高知県収用委員会会長 岡村 直彦</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣</p> <p>2 事業の種類 一般国道33号改築工事（橋防災・吾川郡仁淀川町橋字ヲズノウ子地内から愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主地内まで）並びにこれに伴う町道付替工事及び附帯工事</p> <p>3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 吾川郡仁淀川町橋地内</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">字</th> <th rowspan="2">地番</th> <th colspan="2">地目</th> <th colspan="2">地積</th> <th rowspan="2">裁決手続の開始を決定した土地の面積</th> </tr> <tr> <th>登記簿</th> <th>現況</th> <th>登記簿</th> <th>実測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ヲヲ イワ ヤ</td> <td rowspan="3">7番 9</td> <td>雑種地</td> <td>雑種地</td> <td>576m²</td> <td>111.48m²</td> <td>59.32m²</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>山林</td> <td>288.99m²</td> <td>267.98m²</td> <td>288.99m²</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>宅地</td> <td>176.12m²</td> <td>—</td> <td>176.12m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）</p> <p>4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 吾川郡仁淀川町橋地内</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">字</th> <th rowspan="2">地番</th> <th colspan="2">地目</th> <th colspan="2">地積</th> <th rowspan="2">裁決手続の開始を決定した土地の面積</th> </tr> <tr> <th>登記簿</th> <th>現況</th> <th>登記簿</th> <th>実測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ヲヲ イワ ヤ</td> <td rowspan="3">7番 9</td> <td>雑種地</td> <td>雑種地</td> <td>576m²</td> <td>111.48m²</td> <td>59.32m²</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>山林</td> <td>288.99m²</td> <td>267.98m²</td> <td>288.99m²</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>宅地</td> <td>176.12m²</td> <td>—</td> <td>176.12m²</td> </tr> </tbody> </table>						字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積	登記簿	現況	登記簿	実測	ヲヲ イワ ヤ	7番 9	雑種地	雑種地	576m ²	111.48m ²	59.32m ²	山林	山林	288.99m ²	267.98m ²	288.99m ²	宅地	宅地	176.12m ²	—	176.12m ²	字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積	登記簿	現況	登記簿	実測	ヲヲ イワ ヤ	7番 9	雑種地	雑種地	576m ²	111.48m ²	59.32m ²	山林	山林	288.99m ²	267.98m ²	288.99m ²	宅地	宅地	176.12m ²	—	176.12m ²
字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積																																																								
		登記簿	現況	登記簿	実測																																																									
ヲヲ イワ ヤ	7番 9	雑種地	雑種地	576m ²	111.48m ²	59.32m ²																																																								
		山林	山林	288.99m ²	267.98m ²	288.99m ²																																																								
		宅地	宅地	176.12m ²	—	176.12m ²																																																								
字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積																																																								
		登記簿	現況	登記簿	実測																																																									
ヲヲ イワ ヤ	7番 9	雑種地	雑種地	576m ²	111.48m ²	59.32m ²																																																								
		山林	山林	288.99m ²	267.98m ²	288.99m ²																																																								
		宅地	宅地	176.12m ²	—	176.12m ²																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ヲヲ イワ ヤ</td> <td style="width: 15%;">7番 9</td> <td style="width: 15%;">雑種地</td> <td style="width: 15%;">576m²</td> <td style="width: 15%;">111.48m²</td> <td style="width: 15%;">3.90m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>山林</td> <td>288.99m²</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>宅地</td> <td>176.12m²</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> <p>使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。 （「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）</p> <p>5 土地所有者の住所及び氏名 吾川郡仁淀川町橘 8番地 大野 薫</p> <p>6 土地に関する権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類 なし</p> <p>7 裁決手続の開始を決定した年月日 平成22年 2月17日</p>	ヲヲ イワ ヤ	7番 9	雑種地	576m ²	111.48m ²	3.90m ²			山林	288.99m ²	—				宅地	176.12m ²	—																																												
ヲヲ イワ ヤ	7番 9	雑種地	576m ²	111.48m ²	3.90m ²																																																									
		山林	288.99m ²	—																																																										
		宅地	176.12m ²	—																																																										

入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量

平成22年度高知県総合防災情報システム運用保守業務委託一式

(2) 業務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成22年 4月 1日から平成23年 3月 31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

117,600,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため